

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月9日

横浜市契約事務受任者  
経済局長 星崎 雅代

1 契約の概要

中央市場通りに設置されている経済局污水圧送管用人孔2か所の蓋枠の修復を行う。人孔2か所のうち、人孔内部の劣化が著しい水産棟局污水圧送管用1か所は人孔内の更生を行う。

2 履行（納品）場所

神奈川区山内町1番地先

3 契約日

令和5年9月4日

4 履行期限

令和5年12月28日

5 契約金額

3,905,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社對馬産業 代表取締役 菅原 研司  
神奈川県横浜市神奈川区菅田町350番地25

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

近隣事業者からの報告により、市場で発生する污水の圧送管用人孔の蓋の破損が確認された。破損範囲が広がり当該人孔の蓋が損壊し、車線の通行止めひいては市場への物流に極度の支障が生じることを防ぐため、即時的に交換する必要があり当該随意契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

現場を十分に把握し、及び近隣の土木事務所で多くの実績が確認できた舗装工事業者のうち、工事に伴う道路使用により市場に入場する車両の通行制限を最小限にするため、交換後の舗装の補修範囲を最小限とすべく人孔の蓋枠交換工事の際に円形カッターを使用して効率的に施工できることを当該土木事務所に確認できた業者である。

9 所管課

経済局中央卸売市場本場運営調整課